

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設）・拡充・延長・その他

府省庁名 厚生労働省

No	5
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(国民健康保険税)
要望項目名	扶養控除見直しに伴う国民健康保険税の所要の措置
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 扶養控除見直しに伴い影響を受ける国民健康保険世帯の国民健康保険税</p> <p>② 国民健康保険税の所得割算定方式</p> <p>③ 国民健康保険税の標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>① 扶養控除見直しに伴い、国民健康保険税の影響を受ける国民健康保険世帯に対して負担が増加しないよう所要の措置を講じる。（平成24年度）</p> <p>② 国民健康保険税の所得割算定方式について、所得控除（基礎控除を除く。）の影響を受けない方式に移行するため住民税方式等を廃止し、旧ただし書方式へ一本化する。（平成25年度）</p> <p>③ 旧ただし書方式への移行に伴う国民健康保険税の激変緩和措置を円滑に行う観点などから、自治体独自の国民健康保険税軽減分を課税総額に含めることができる措置を講じる。（平成25年度）</p>
関係条文	<p>①②：地方税法第703条の4第8項、第17項及び第26項並びに同法附則第38条の2第3項及び第8項</p> <p>③：地方税法第703条の4第3項、第13項及び第22項</p>
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 扶養控除見直しに伴い増加する国民健康保険税に対して適切な措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成22年度税制改正大綱において「所得控除から手当へ」の見直しの趣旨を踏まえて、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとされており、これに基づき所要の措置を講じ、負担の適正を図ることが必要である。 また、扶養控除廃止の影響に係るPTにおいては、所得控除等の見直しによる影響が発生しない仕組みが望ましいとされているため、所得控除（基礎控除を除く。）の影響を受けない旧ただし書方式への移行を図ること等所要の措置が必要である。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」 施策目標10 「全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」 10-1 「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 扶養控除見直しに伴い国民健康保険税の負担が増加する世帯に対して簡便な方法により調整する。 所得割算定方式を所得控除（基礎控除を除く。）の見直しによる影響が発生しない方式である旧ただし書方式に一本化し、移行に伴う激変緩和措置にかかる費用について課税総額に含めることができることとする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	扶養控除の見直しにより影響を受ける国民健康保険税の保険者は1保険者であるが、税制改正大綱及び扶養控除廃止の影響に係るPTの方向性を受け、見直しの影響を遮断し、制度的に所得控除（基礎控除を除く。）の見直しの影響が生じない方式に統一することは有効な措置である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成22年度税制改正大綱及び扶養控除廃止に係るPTにおける検討の方向性を受けて国民健康保険税に対して適切な措置を講じることは妥当である。
	ページ	5—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—